○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準の一部を改正する件（同一四七）　二七三
○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（同一四八）　二七三
○医療提供体制の確保に関する基本方針の一部を改正する件（同一四九）　二七四
○医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等の一部を改正する件（同一五〇）　二八六
○消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件（同一五一）　二八七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（同一五二）　二八八
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（同一五三）　二八九
○令和五年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率（同一五四）　二九一
○妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（同一五五）　二九一
○医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する精神病床に係る基準病床の算定に使用する数値等の一部を改正する件（同一五六）　二九二
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（同一五七）　二九七
○ボイラー技士、ボイラー溶接士及びボイラー整備士免許規程の一部を改正する件（同一五八）　二九九
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（同一五九）　三〇〇
○障害者の雇用の促進等に関する法律第四十五条の三第一項第四号の厚生労働大臣が定める数及び率並びに同項第六号の厚生労働大臣が定める数の一部を改正する件（同一六〇）　三〇二
○雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ⑵の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同一六一）　三〇五
○雇用保険法施行規則第百四十条第二号の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同一六二）　三〇五
○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第十一条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める連続受講に係る職業訓練受講手当の給付金支給単位期間の一部を改正する件（同一六三）　三〇六
○厚生労働科学研究費補助金等取扱規程及び施設等機関に委任した補助金の交付に関する事務の一部を改正する告示（同一六四）　三一〇
○職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針及び厚生労働大臣が定める教育訓練の基準の一部を改正する告示（同一六五）　三一〇
○特定事業者又は認定管理統括事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針の一部を改正する告示（厚生労働・経済産業・国土交通・環境一）　三一一
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（厚生労働・経済産業・環境二）　三一四
○農産物規格規程の一部を改正する件（農林水産五〇二）　三一四
○畜産経営の安定に関する法律第二十一条第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同五〇三）　三一五
○租税特別措置法施行令第十七条第二項第二号及び第三十九条の二十六第二項第二号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件（同五〇四）　三一五
○租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件（同五〇五）　三一五
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第三条第三号の農林水産大臣が定める事項等を定める件の一部を改正する件（同五〇六）　三一四
○農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件の一部を改正する件（同五〇七）　三一八
○土地改良法施行令第五十条第十五項の規定に基づき農林水産大臣が指定する地積を定める件等の一部を改正する件（同五〇八）　三一八
○森林法施行令第十一条、第十二条、別表第三及び別表第四の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件等の一部を改正する件（同五〇九）　三一八
○漁業法第五十七条第七項第一号の都道府県知事が許可をすることができる船舶の隻数を定める件の一部を改正する告示（同五一〇）　三一九
○農業協同組合法施行規程及び水産業協同組合法施行規程の一部を改正する件（同五一一）　三一九
○昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号等の一部を改正する件（同五一二）　三一九

（以下次のページへ続く）